

# 「災害時要援護者リスト」登録案内

令和7年6月

## 1 災害時要援護者の新規登録要件

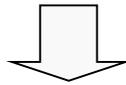
- ① 在宅で生活している人
- ② 市の災害時要援護者リストに登録が済んでいない人
- ③ 要介護度2～5または重度障がい者（身体障害者手帳1・2級、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳1・2級の人）

令和7年5月現在、初めて条件に当てはまる方に「要援護者登録台帳」をお送りしています。該当しない人に送付された場合はご容赦くださいますようお願いいたします。

## 2 登録・避難支援方法

(1) 要援護者と地区関係者（※1）で相談し、地域支援者を探します。

（※1）地区関係者…区長、防災組織、地区社協、福祉推進委員、民生委員等、地域の実情に応じて、災害時に地域で避難支援を行う人

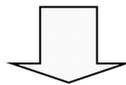


(2) 登録希望者は「要援護者登録台帳」に必要事項を記載し、地区の担当民生委員へ提出します。

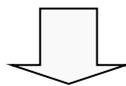
今年度から、登録希望者は「ながの電子申請サービス」からも提出できることとしており、その場合、市から地区の担当民生委員へ情報提供します。



▲電子申請



(3) 市は「災害時要援護者リスト」を作成し、区、民生委員、警察、消防署、社会福祉協議会へ配付します。



(4) 要援護者は地域支援者（※2）と避難方法を確認し、日頃からコミュニケーションを図ります。

（※2）地域支援者…災害時に地域で支援してくれる、近隣や隣組等の人